

高山市告示第 68 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を令和 8 年 7 月 1 日正午に開始するので公示する。

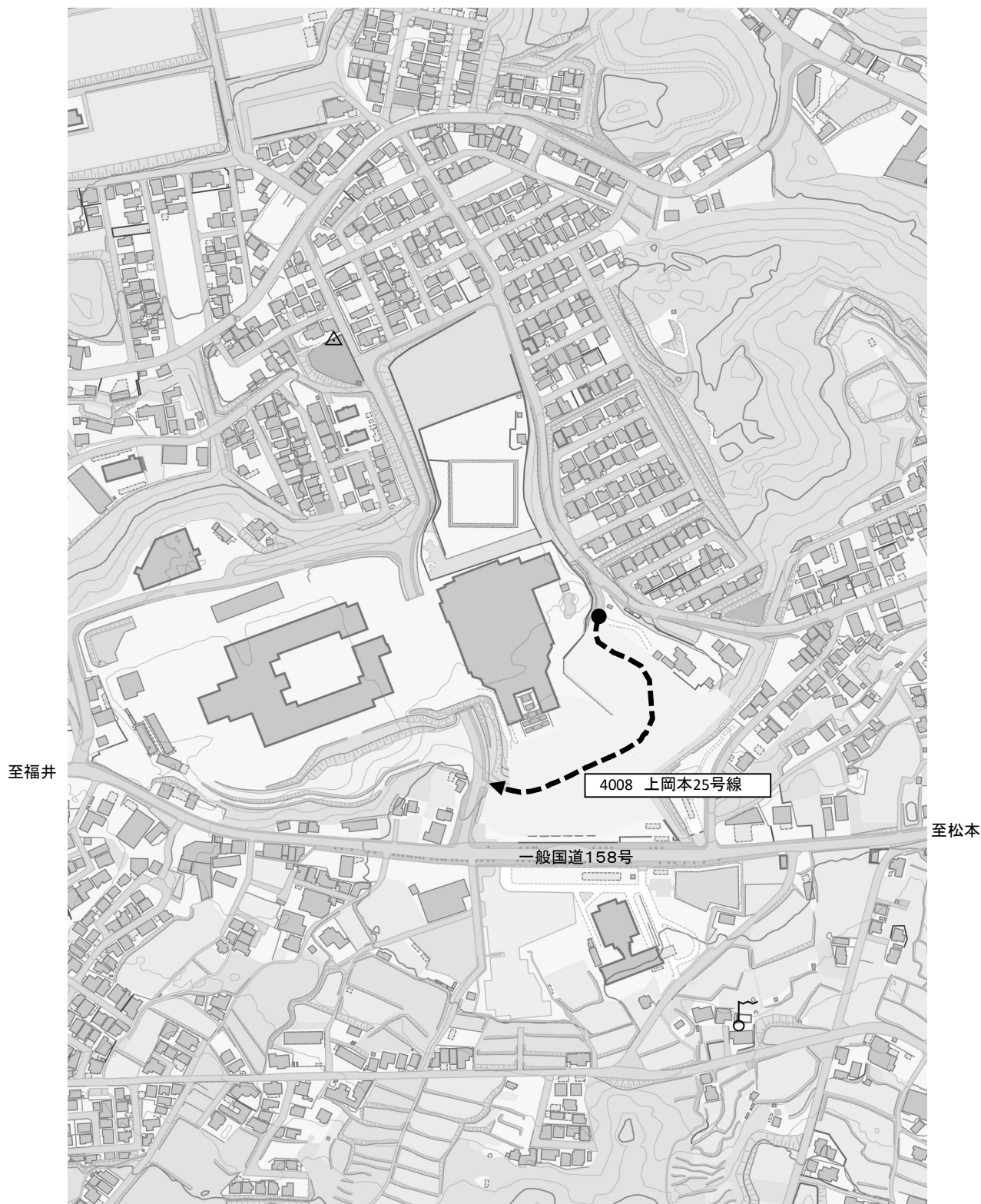
その関係図面は、令和 8 年 6 月 30 日から 2 週間、高山市役所建設部維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 30 日

高山市長 田 中 明

市 道 路 線 供 用 開 始 調 書

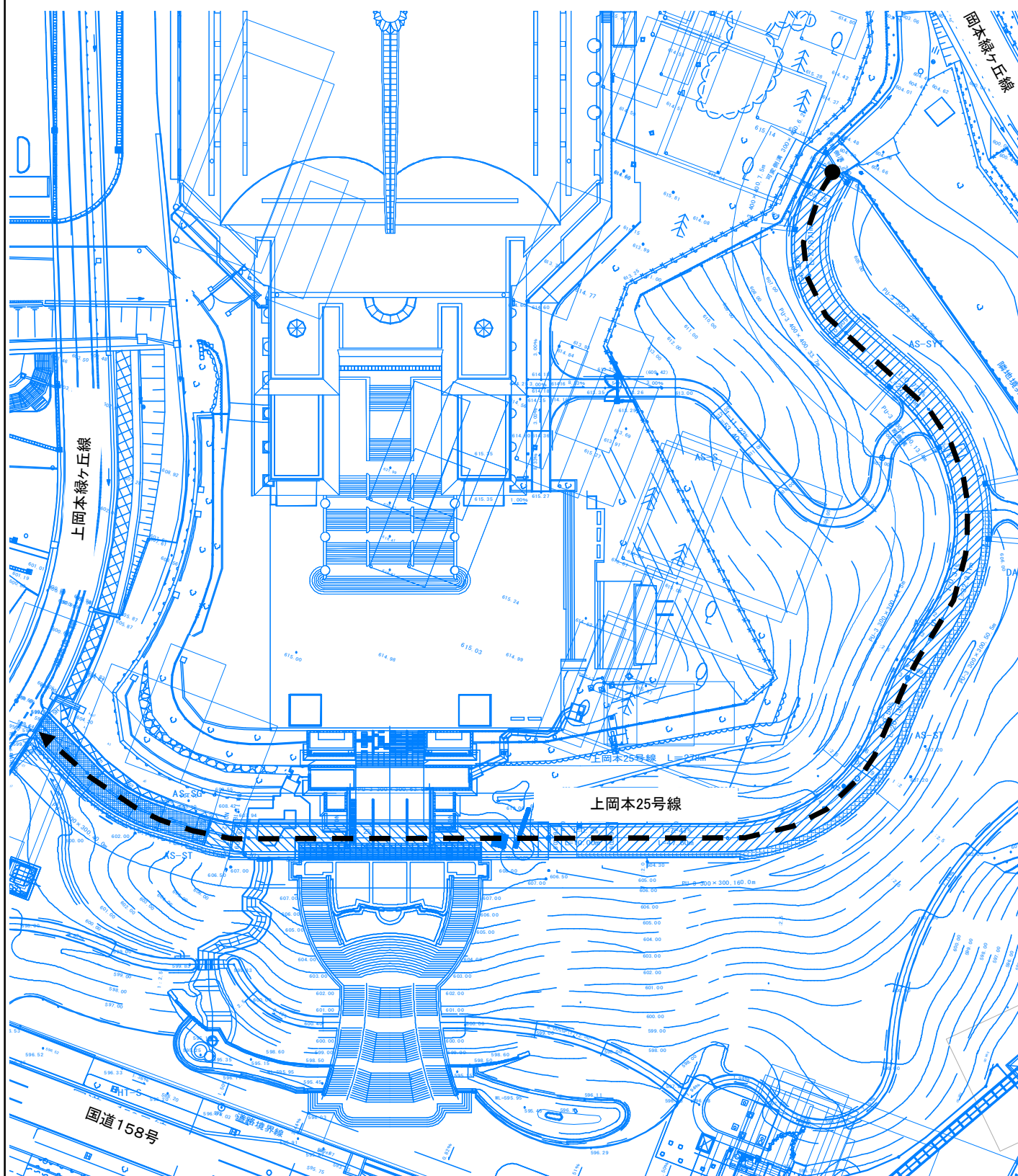
整理 番号	(路線番号) 路線名	区 間
1	(4008) 上岡本25号線	高山市上岡本町6丁目133番地6 先から
		高山市上岡本町6丁目70番地2 先まで



凡 例

供用開始区間





凡 例

供用開始区間

